

# インターネット公売 不動産公売の ご案内

- ▶ 申込期間 2025年1月9日(木) 午後1時～27日(月)午後11時
  - ▶ 入札期間 2025年2月3日(月) 午後1時～10日(月)午後1時
  - ▶ 代金納期限 2025年3月3日(月) 午後2時30分
  - ▶ 申込方法 KSI官公庁オークションの豊岡市公売からの参加です。サイト (<https://kankocho.jp/gov/6066154001/?p=au>) または二次元コードにアクセスしてください。
- ※2025年1月9日以降公開



番号 不2-01	豊岡市竹野町轟字森脇128番7	見積価額(最低入札価格)	公売保証金
		910,000円	100,000円

- ▶ 土地
- ▷ 地目 宅地
- ▷ 地積 209.08㎡
- ▶ 説明事項
- ▷ 上水道は引込み済です
- ▷ 下水道は引込みされていません

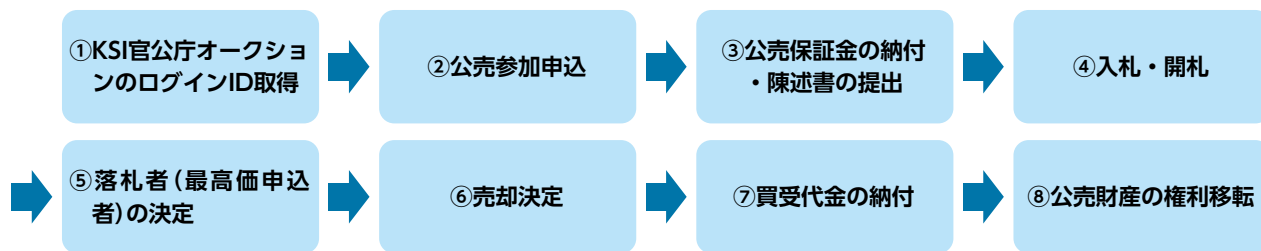


番号 不2-02	豊岡市日高町鶴岡字中島457番4、458番8	見積価額(最低入札価格)	公売保証金
		1,100,000円	110,000円

- ▶ 土地
- ▷ 地目 田
- ▷ 農用地 区域外
- ▷ 地積 351㎡(合計)
- ▶ 説明事項
- ▷ 農業委員会発行の買受適格証明が必要です
- ▷ 耕作されていません



### 《公売手続きの流れ》



- ◇ 公売に参加する場合は、必ず事前に問い合わせてください。
  - ◇ 市のホームページで「豊岡市インターネット公売ガイドライン」を必ず確認してください。
  - ◇ 写真の境界線は大まかな位置を示したものです。隣地との境界確定、使用者・占有者に対する明渡請求、落札物件内の動産(残置物)の処分等は、落札者が行ってください。市は関知しません。
  - ◇ 市は、公売財産に関して記載の内容と現況に適合しない部分があっても担保責任を負いません。
  - ◇ 公売財産は市の所有財産ではないため、勝手に立ち入ることはできません。
  - ◇ 買受適格証明の発行には1～2カ月程度かかります。あらかじめ農業委員会事務局に相談してください。
- 《問合せ》 税務課 ☎23-1118(公売担当直通 平日午前9時～午後5時)



## バイク・軽自動車などの

# 登録・廃車・名義変更の手続きを忘れずに



バイク・軽自動車・小型自動車などの車両を取得、廃車、譲渡した場合や転入、転出した場合は、申告手続きが必要です。登録内容に変更がある場合、申告手続きをしないと、所有していないのにいつまでも課税されるなど、トラブルの原因になります。軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に1年分課税されます(月割制度はありません)。まだ申告していない方は、早急に手続きしてください。

《問合せ》税務課 ☎21-9045

### 《車種別の申告受付・問合せ先》

車種	申告受付・問合せ
◇原動機付自転車 (排気量125cc以下または1.0kW以下) ◇小型特殊自動車	税務課市民税係 ☎21-9045 または各振興局市民福祉課
◇三輪または四輪の軽自動車 (排気量660cc以下)	軽自動車検査協会 兵庫事務所 姫路支所 ☎050-3816-1848 (コールセンター) <a href="http://www.keikenkyo.or.jp/">http://www.keikenkyo.or.jp/</a>
◇二輪の軽自動車 (排気量125cc超250cc以下) ◇二輪の小型自動車 (排気量250cc超)	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2067 (コールセンター) <a href="http://www.tb.ml.it.go.jp/kobe/">http://www.tb.ml.it.go.jp/kobe/</a>

※軽自動車税(種別割)は、公道上の走行や使用の有無にかかわらず、所有していると課税対象となります。

※乗用装置を備え付けている、最高速度35km/h未満の農耕用トラクター、コンバイン、田植え機、薬剤散布車などは、小型特殊自動車として登録が必要です。

※原動機の定格出力が0.60kW以下、長さ1.9m以下、幅0.6m以下、最高速度20km/h以下の車両(電動キックボードなど)は特定小型原動機付自転車として登録が必要です。

※登録時と異なる車両に、ナンバープレートをつけ替えることはできません。

※盗難に遭った場合は、警察への盗難届出に加えて廃車手続きが必要です。

## 固定資産の利用状況に異動はありませんか 《問合せ》税務課 ☎21-9046

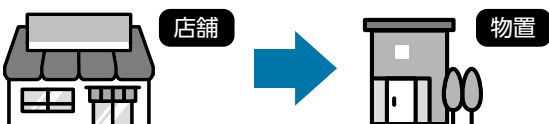
### 利用状況に変更があった場合は届け出を

固定資産税は、固定資産の利用状況に応じて課税されます。利用状況に変更があった場合は連絡してください。

(例) 物置を壊して駐車場として利用している



(例) 店舗を廃業して物置として利用している



### 実地調査をしています

固定資産の異動は、申告で把握するほかにも、職員が日々次のことを調査しています。ご理解、ご協力をお願いします。

- 土地の利用用途の変更
- 家屋の新築、増築評価
- 償却資産の帳簿調査など

### 償却資産の申告は1月31日まで

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。申告が必要な方は早めに準備をお願いします。

### 土地・家屋を所有している方へ

所有資産に次のような変更がある場合は申告してください。

- ◇母屋の増築、車庫等の新築
- ◇家屋の取り壊し
- ◇事務所や倉庫等を改装して住居に変更
- ◇未登記家屋の所有者の変更(売買・相続など)

### 事業者の方へ

12月上旬に令和6年度分の償却資産の申告書を送付します。資産の所有状況(機械・備品などの購入・廃棄、事業の廃業など)を申告してください。前年度と申告内容が変わらない場合も申告が必要です。また、次の方も申告をお願いします。

- ◇新しく事業を始めた
- ◇ソーラーパネルを設置した など